

第5章 騒音・振動

1. 自動車交通騒音測定結果（市実施）

市では、自動車騒音および交通量の調査を年に1回、表5-1の4地点で実施しています。

表5-1 自動車交通騒音測定地点

道路名	測定地点	車線数 (上下線計)	車道端からの距離(m)	地上高さ(m)	環境基準 類型
国道3号	若木台交差点	4	1	1.2	A
国道495号	福間病院前	2	1	1.2	B
県道飯塚・福間線	JAむなかた福間支店前	2	1	1.2	B
県道玄海田島福間線 ※令和2年度より測定地点変更	旧JAむなかた宮司支店前 福津市複合文化センター前	2	1	1.2	B

【資料：うみがめ課】

※環境基準類型分類：各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

A 類型：専ら住居の用に供される地域/B 類型：主として住居の用に供される地域/C 類型：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用地に供される地域

表5-2 自動車騒音測定結果

(単位：dB)

道路名		平成29年	30	令和元年	2	3
国道3号	昼間	69	70	70	70	70
	夜間	65	66	67	66	68
国道495号	昼間	63	64	63	64	65
	夜間	57	58	59	61	59
県道飯塚・福間線	昼間	65	58	58	60	60
	夜間	58	50	50	51	51
県道玄海田島福間線	昼間	64	62	63	63	63
	夜間	57	57	57	58	57

【資料：うみがめ課】

表5-3 自動車交通量調査結果（二輪を含む）

(単位：台)

道路名		平成29	30	令和元年	2	3
国道3号	昼間	494	487	471	495	488
	夜間	106	101	111	95	87
国道495号	昼間	203	197	188	198	196
	夜間	30	32	30	30	25
県道飯塚・福間線	昼間	89	79	77	95	98
	夜間	13	14	12	11	9
県道玄海田島福間線	昼間	76	140	141	78	76
	夜間	12	18	19	10	10

【資料：うみがめ課】

上下車線を合わせた、10分間の平均交通量。昼間は6：00～22：00、夜間は22：00～6：00。

2. 騒音・振動の原因など

公害防止法令等に基づく特定施設は、令和4年3月末現在、騒音規制法関連147施設、振動規制法関連67施設、福岡県公害防止条例関連6施設（うみがめ課届出）で、産業公害の発生源としてこれまで問題になることはありませんでした。

騒音に係る環境基準類型指定および規制基準指定区域、振動に係る規制基準指定区域は、図5-4～9に示すとおりです。

表 5-4 騒音規制法に係る特定施設の届出状況
(令和4年3月現在)

施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	4	27
2 空気圧縮機等	17	111
3 土石用破碎機等	1	4
4 織 機	0	0
5 建設用資材製造機械	1	1
6 穀物用製粉機	0	0
7 木材加工機械	2	4
8 抄紙機	0	0
9 印刷機械	0	0
10 合成樹脂用射出成形機	0	0
11 鋳型造形機	0	0
計	25	147

【資料：うみがめ課】

表 5-5 振動規制法に係る特定施設の届出状況
(令和4年3月現在)

施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	3	26
2 圧縮機	8	37
3 土石用破碎機等	1	4
4 織 機	0	0
5 コンクリートブロックマシン等	0	0
6 木材加工機械	0	0
7 印刷機械	0	0
8 ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	0	0
10 鋳型造形機	0	0
計	12	67

【資料：うみがめ課】

表 5-6 福岡県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

(令和4年3月現在)

特定施設の種類の		特定施設届出数	工場実数
イ 金属加工機械		2	2
イの内訳	1 圧延機械		
	2 ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)		
	3 セン断機(原動機を用いるものに限る。)	1	1
	4 プラスト		
	5 高速切断機及びプラズマ切断機	1	1
	6 研磨機(工具用研磨機及び板金作業上で使用する研磨機を除く。亜鉛研磨機以外は2台以上であること。)		
ロ クーリングタワー(原動機の定格出力3.75キロワット以上のものに限る。)		2	2
ハ ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)			
ニ ローターキルン			
ホ 重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上のものに限る。)		2	2
ヘ 電気炉(変圧器の定格容量が1,000キロワットアンペア以上のものに限る。)			
計		6	6

【資料：うみがめ課】

注) 工場実数：2種類の特定施設を有する工場等は、代表的と思われる欄に計上する。

3. 規制基準

表 5-7 特定施設に係る規制基準と環境基準

用途地域の区分	騒音											振動				
	地域区分	環境基準又は要請限度	騒音に係る環境基準・要請限度								特定施設の規制基準			特定施設の規制基準		
			道路に面しない		道路に面する						規制値			規制値		
			昼	夜	2車線以上		1車線		幹線交通		昼	朝夕	夜	昼	夜	
AA		50 以下	40 以下													
●第1種低層住居専用地域 ●第2種低層住居専用地域 ●第1種中高層住居専用地域 ●第2種中高層住居専用地域	A	環境基準 以下	45 以下	60 以下	55 以下	55 以下	45 以下	70 以下	65 以下	第1種区域	50	45	45	第1種区域	60	55
●第1種住居地域 ●第2種住居地域 ●準住居地域 ●市街化調整区域等	B	環境基準 以下	45 以下	65 以下	60 以下	55 以下	45 以下	70 以下	65 以下	第2種区域	60	50	50	第2種区域		
●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域	C	環境基準 以下	50 以下	65 以下	60 以下	65 以下	60 以下	70 以下	65 以下	第3種区域	65	65	55	第2種区域	65	60
●工業地域		要請限度		75 以下	70 以下	75 以下	70 以下	75 以下	70 以下	第4種区域	70	70	65			
測定場所	◆その地域の騒音を代表する地点又は問題を生じ易い地点 ◆道路に面する地域については、建物から道路側1mの地点									◆工場などの敷地の境界線			◆緩衝物がなく、十分踏み固められている地点			
時間区分	朝	—									午前6時～午前8時			—		
	昼	午前6時～午後10時									午前8時～午後7時			午前8時～午後7時		
	夕	—									午後7時～午後11時			—		
	夜	午後10時～午前6時									午後11時～午前6時			午後7時～午前8時		

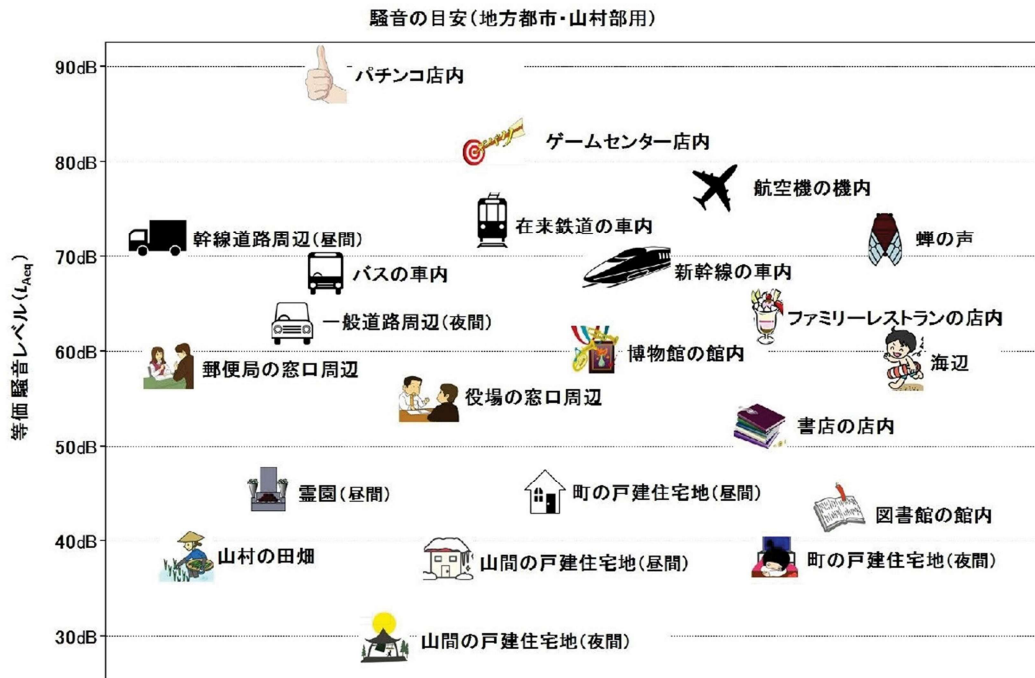
【資料：うみがめ課】

表 5-8 騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

用途地域の区分		規制基準		作業できない時間	1日作業時間	作業期間	日曜休日
		騒音	振動				
<ul style="list-style-type: none"> ●第1種低層住居専用地域 ●第2種低層住居専用地域 ●第1種中高層住居専用地域 ●第2種中高層住居専用地域 ●第1種住居地域 ●第2種住居地域 ●準住居地域 ●市街化調整区域等 ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 	第1号区域	85	75	19:00～7:00	10時間	連続6日	禁止
●工業地域	第2号区域			22:00～6:00	14時間		

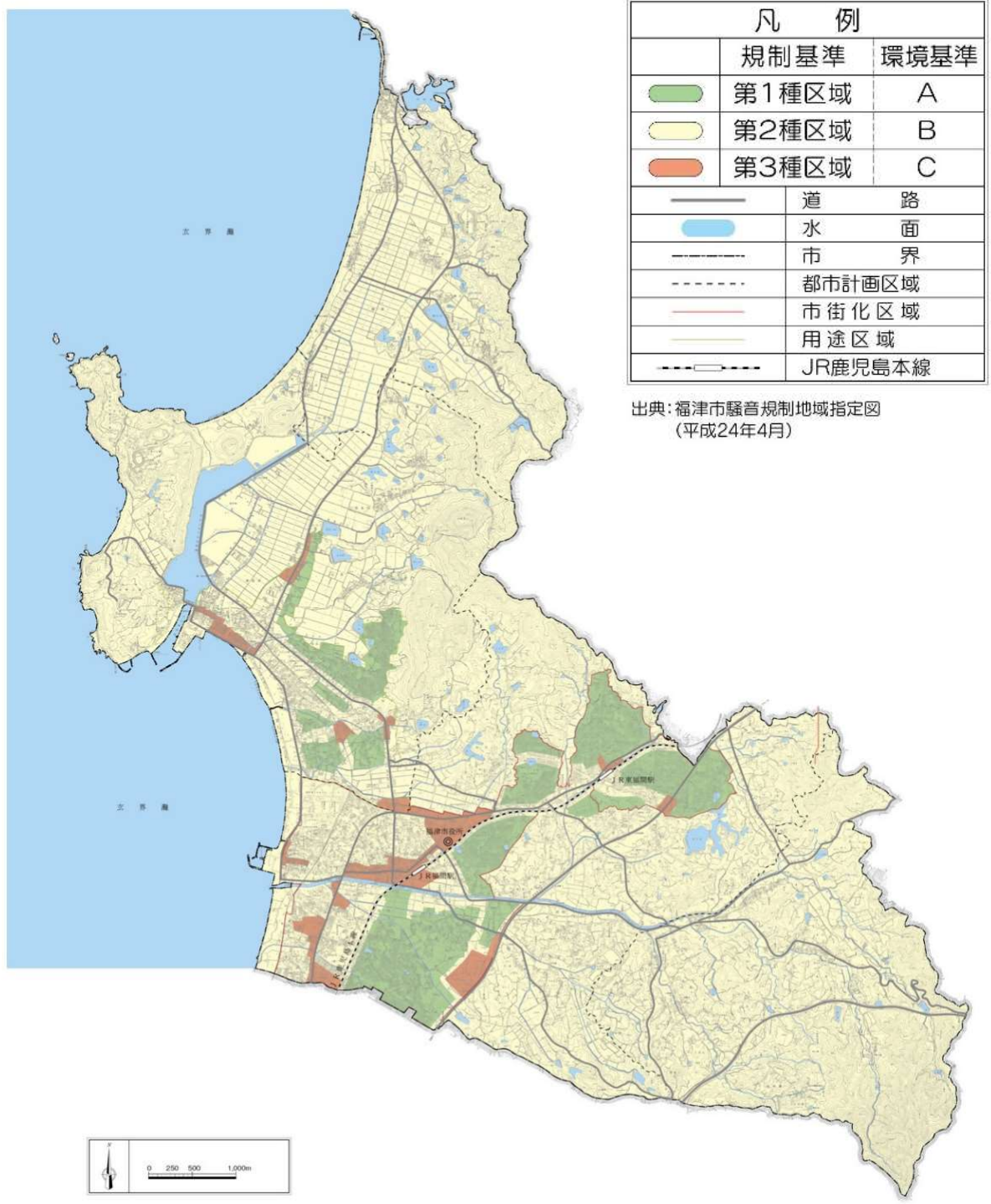
【資料：うみがめ課】

表 5-9 騒音レベルと身近な音との比較



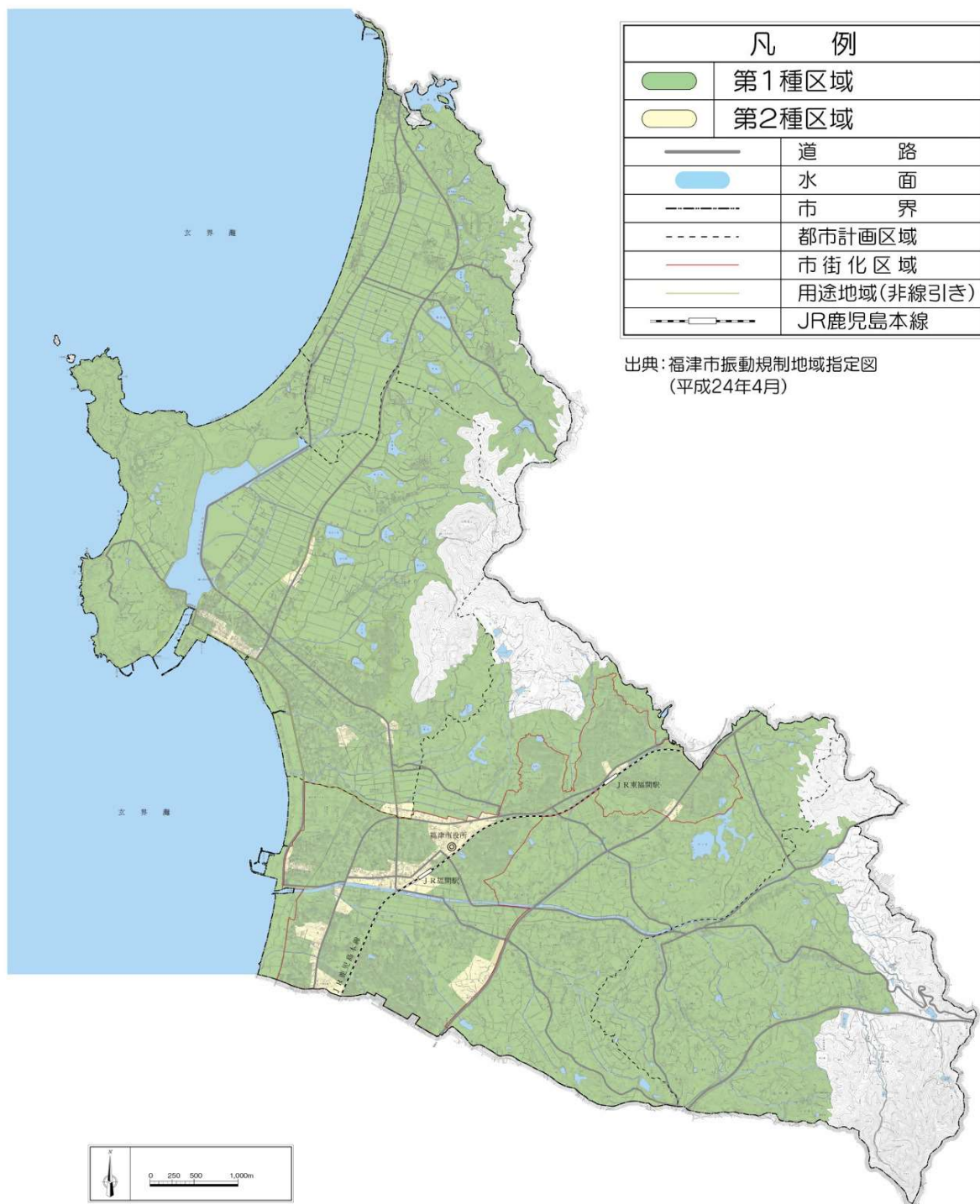
【資料：全国環境研協議会 騒音調査小委員会】

図 5-1 騒音に係る環境基準類型指定および規制基準指定区域



【資料：うみがめ課】

図 5-2 振動に係る規制基準指定区域



[資料：うみがめ課]